

います

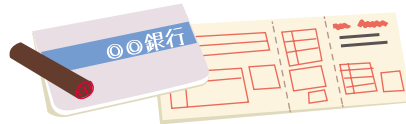
65歳以上の方の介護保険料の納め方

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

口座振替が便利です。



口座振替が便利ね

手続き

- ①介護保険料の**納付書、通帳、印かん（通帳届出印）**を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
※口座振替のお申し込みから開始まで40日程度かかります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。

年金の支払い月

4月 6月 8月 10月 12月 2月

本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます



- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった など
- 年度途中で65歳になった
- 介護保険料が減額になった

40～64歳の方の介護保険料

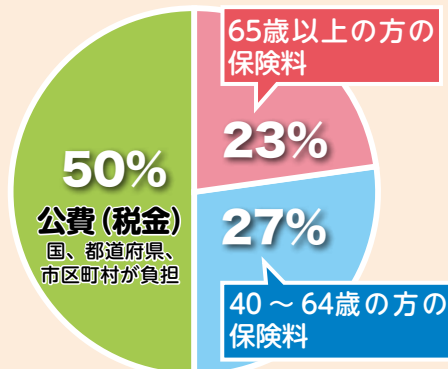
40～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると？

災害などの特別な事情がないのに滞納が続く場合、介護サービスを利用するときに保険給付が償還払いとなったり、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの「給付制限」の措置がとられます。介護保険料は必ずお納めください。



【介護保険の財源の内訳】



（このほかに利用者負担分があります）

